

県立リハビリテーション中央病院 売店等運営事業者募集要項

令和7年11月

1. 目 的

この要項は、兵庫県病院局が設置する兵庫県立リハビリテーション中央病院(以下「本病院」)の指定場所(別添図面記載のとおり)で行政財産の使用許可を受け、患者へのサービス向上と職員の福利厚生の実現を図るため、①売店、②飲料用自動販売機、③コインランドリー(以下「売店等」という。)を設置運営する事業者(法人、個人又はグループ。以下同じ。)を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

2-1. 売店の概要

病院 1 階(別添図面参照)の一角 <面積=現行 62.90 m²>

売店の運営に必要な機器、什器備品等は事業者が用意し、設置費用等も事業者の負担とします。また、内装等の変更については、本病院と協議の上、その了解のもとに行うことが出来るものとしますが、工事費用等は事業者の負担とします。詳細は下記工事区分表のとおりです。

工事区分表

	本病院	事業者
現売店設備整備撤去		○(現事業者)
売店床・壁・天井仕上げ		○
売店一次側電源(開閉器止め)	○	
売店二次側電源(開閉器以降の設備工事一式)		○
売店一次側給排水配管(バルブ止め、プラグ止めまで)	○	
売店二次側給排水配管(バルブ止め、プラグ止め以降機器接続まで)		○
売店空調設備(既存分使用)	○	
売店排気フード、排気ファン、接続ダクト(既存分使用)	○	
売店空調工事(既存分使用)	○	
売店基本照明(既存分使用)	○	
売店防災設備(既存分使用)	○	
売店シャッター(ゲート)工事(既存分使用)	○	
売店カーテン、ブラインド工事(既存分使用)	○	
売店什器・冷蔵ケース等設備		○
売店外線電話の設置		○
売店内線電話の設置	○	
現 ATM 設備整備撤去		○(現事業者)
ATM 設備の設置		○

2-2. 飲料用自動販売機の概要

設置場所 ① 本館 1 階 <現 3 台>

② 本館 2 階 <現 1 台>

※原則、現在の設置場所、設置台数としますが、設置場所については応相談、設置台数については 1 台増設した提案も可能とします。

※飲料用に代わり軽食用自動販売機の設置も検討すること。

※自動販売機の設置撤去に要する工事費、移転費等は、事業者の負担とします。

※自動販売機の設置に伴い、発生が予想される空き缶入れ、ごみ入れ等を設置し、定期的に回収してください。

2-3. コインランドリーの概要

3 階東病棟、3 階西病棟、4 階東病棟、4 階西病棟、5 階東病棟、5 階西病棟の各洗濯室（6 箇所）（別添図面参照）の一角にそれぞれ 1 台ずつコインランドリー方式の洗濯機、乾燥機、全自動洗濯乾燥機を設置して下さい。また、コインランドリーの設置撤去に要する工事費、移転費等は事業者の負担とします。

3. 本病院の概要

(1) 病院の規模(令和 7 年 10 月 1 日現在)

稼働病床数=330 床

標榜科=14 科

(2) 患者数(令和 6 年度実績・1 日当たり)

入院患者数=244.8 人、外来患者数=239.3 人

※ 同敷地内に救護施設、障害者支援施設、障害児入所施設、職業能力開発施設、障害者スポーツ交流館、福祉のまちづくり研究所等があります。

詳しくはホームページをご覧ください。

URL <https://www.hwc.or.jp/rihacenter/>

(3) 職員数(令和 7 年 10 月 1 日現在)

約 400 人(臨時職員、契約職職員、委託職員等を含む)

※敷地内(総合リハビリテーションセンター)全体では約 800 人

(4) 外来診療日

土・日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く毎日

4. 応募資格

次の要件を満たす事業者に関し、応募することができます。

(1) 応募者の構成

応募者は、1 者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とします。複数の事業者のグループにより応募する場合には、グループの代表者を定めるもの

とします。

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません。

コンビニエンスストアの法人本部が応募し、第3者に運営を任せようとする場合は、当該第3者も応募者の構成員に参加することを条件とし、下記(2)～(4)の要件は当該第3者を対象とします。

(2) 事業実績のある者

食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、本病院の売店と同等以上の小売店舗を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

また、本病院のコインランドリーと同等以上の事業を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

(3) 許認可等の取得者

売店等の業務に当たり、食品衛生法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関係法令等の規程に基づく許認可等(届出を含む)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

(4) 欠格要件のない者

次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 本業務に係る告示日から応募受付期間の末日までの間において、本県の指名停止基に基づく指名停止を受けた者
- ② 成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 国税及び県税を滞納している者
- ④ 公募開始日前日までの1年間に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に違反したとして行政処分を受けた者
- ⑤ 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
- ⑥ 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2条)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが告示日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされている者

5. 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

なお、許可期間内に売店等の運営に特段の問題を生じず、かつ本病院が使用許可の継

続を希望する場合には、当初の許可要件を変更しないことを前提に、令和 14 年 3 月 31 日を限度として、同一期間の使用許可の延長を求めることができます。

(2) 使用料

事業者は、次に掲げる区分に従い、使用料を提案できるものとします。

① 最低使用料(3 年分)

○ 売店 (現行 62.90 m²) 1,219,147 円×3 年=3,657,441 円

使用する面積により異なります。

単価 19,382.31 円/m²×使用 m²×3 年

○ 自動販売機 1 台あたりの専用部分の面積

0.4 m²未満・・・・・・・・ 4,210 円/台×3 年=12,630 円/台

0.4 m²以上 0.7 m²未満・・ 7,350 円/台×3 年=22,050 円/台

0.7 m²以上 1.0 m²未満・・ 10,810 円/台×3 年=32,430 円/台

1.0 m²以上 2.0 m²未満・・ 14,010 円/台×3 年=42,030 円/台

○ コインランドリー 1 台あたりの専用部分の面積

0.4 m²未満・・・・・・・・ 4,210 円/台×3 年=12,630 円/台

0.4 m²以上 0.7 m²未満・・ 7,350 円/台×3 年=22,050 円/台

0.7 m²以上 1.0 m²未満・・ 10,810 円/台×3 年=32,430 円/台

※ 上記最低使用料は、病院局公有財産取扱規程(平成 14 年病院局管理規定第 19 号)別表第 1 に定める建物使用料に基づく売店等の面積に対する使用料です。

なお、陳列台など使用面積を拡張する場合はその面積に応じた使用料を最低使用料として加えます。

ATM 設置の場合はその面積に応じた使用料を最低使用料として加えます。

※ 使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を最低使用料とします。

※ 面積算出にあたっては、自動販売機に付設されたごみ箱の面積を合算します。

② 価格提案に係る使用料

前号に記載の最低使用料に加え、事業者が企画提案書に示す一定の率(歩合)を売店等の年間売上見込額に乗じた額(売上実績に応じた加算使用料)。

但し、

ア 売上実績額が売上見込額を上回った場合は、「売店等の売上実績額(税抜)に一定の率(提案手数料率)を乗じ、消費税を加えた額」とします。

イ 売上実績額が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す売店等の売上見込額(税込)に一定の率(提案手数料率)を乗じた額」とします。

③ 使用料の納付

ア 最低使用料は年度ごとの納付とし、年度当初に本病院が指定する方法により納付して下さい。

イ 価格提案に係る使用料の納付については、本病院と事業者が協議して定めることとします。

(3) 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて事業者の負担とします。ただし、本病院が整備した施設・設備に関する修繕等は、事業者の故意・過失等により修繕等が必要になった場合を除き、本病院の負担とします。

- ① 使用許可部分に係る光熱水費
- ② 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費
- ③ 通信運搬費、消耗品費及びその他売店等の運営に関する一切の経費
- ④ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費
- ⑤ 売店等の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- ⑥ 使用許可部分に係るセキュリティ経費及び商品等に係る火災保険料等

なお、使用許可部分に係る消防設備点検経費等病院建物の維持管理のため、本病院が業務委託を行っている経費については、年度末に病院から事業者に請求します。

- ⑦ 売店等の整備、改装費用、契約終了に伴う使用許可部分の原状回復費用

なお、本病院の都合により改装等の必要が生じた場合の費用負担は、本病院と事業者との協議のうえ、決定するものとします。

6-1. 売店の運営条件(要求水準)

売店の運営に係る事業者の提案は、企画提案書(様式第3号)に従い提案内容の記載を求めますが、本病院の求める要求水準は下記のとおりです。

(1) 営業時間等

原則として、平日は午前8時から午後8時まで、土日祝日は午前9時から午後6時までとする。(12月31日から1月3日までは営業休止可能)

なお、夜間診療のない日(水・金)については午前8時から午後6時までに短縮することは可能とする。

また、営業時間の拡大は自由提案とします。

※ 営業時間を拡大する場合は、消灯後(午後10時以降)の入院患者への販売は控えること。

(2) 取扱商品

飲食物(弁当、お握り、パン、乳飲料等)、菓子、新聞雑誌類、日用雑貨、パジャマ、紙おむつ、下着類、本病院の要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。

(病院から設置を依頼する用品があるのでこれに協力すること。)

(3) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの、並びに賞味期限間際や傷も

のの商品。

(4) 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、出来るだけ安価に設定すること。

(5) 売上実績額の正確な記録

加算使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、POS システム等により正確に記録すること。

(6) ATM の設置

事業者は、店舗内もしくは店舗外に ATM を設置すること。

設置場所については応相談とし、車椅子利用者も利用しやすいユニバーサル仕様にすることを求めます。

(7) 付加的サービスの提供

事業者は可能な範囲で、現金以外の支払い方法、宅配サービス等、利用者にとって利便性の高いサービスを提供すること。

例えば、長時間営業、豊富な品揃えと定期的な商品の入れ替え、充実した職員研修などが期待できるコンビニエンス型の店舗にするなど、患者サービスの向上を目指した優れた提案を希望します。

(8) その他

本病院から売店に対する貸与備品はありません。

6-2. 飲料用自動販売機の運営条件(要求水準)

自動販売機の運営に係る事業者の提案は、企画提案書(様式第3号)に従い提案内容の記載を求めますが、本病院の求める要求水準は下記のとおりです。

(1) 営業時間等

毎日、24 時間(自動販売機の保守管理等に要する時間は除く)

(2) 型式、機能

- ・ 大きさ、形状は本病院が指定する場所に対応したもの(既設自動販売機と同程度)とすること。
- ・ 偽造通貨対応や盗難防止機能が備えられていること。
- ・ ユニバーサルデザインや省エネルギーに配慮されていること。
- ・ 緊急時の連絡先を表示すること。
- ・ 転倒防止の措置を講ずること。
- ・ カップや飲み口に密閉性の高い蓋の取り付けができる等衛生面(特に持ちこぼし)や持ち運ぶ際の安全面に配慮する措置を講ずること。

(3) 取扱商品

コーヒー、紅茶、お茶、水、スポーツドリンク等、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。(軽食用自動販売機を設置する場合は病院側と調整すること。)

(4) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの、並びに賞味期限間際や傷ものの商品。

(5) 販売価格

販売価格の上限は、販売商品の標準小売価格とする。

(6) 売上実績額の正確な記録

加算使用料の算定基礎となる毎月の売上実績額を、自動販売機に内蔵される電磁的記録機能等により正確に記録すること。

6-3. コインランドリーの運営条件(要求水準)

コインランドリーの運営に係る事業者の提案は、企画提案書(様式第3号)に従い提案内容の記載を求めますが、本病院の求める要求水準は下記のとおりです。

(1) 容量

洗濯 6.0kg 以上、乾燥 3.0kg 以上とすること

(2) 利用料金

利用料金は、以下の料金程度に設定すること

ア 洗濯機 200 円

イ 乾燥機(30 分) 100 円

ウ 全自動洗濯乾燥機

(ア) 洗濯 200 円

(イ) 乾燥(30 分) 100 円

(ウ) 洗濯乾燥 400 円

(3) 設置場所

3 階東病棟、3 階西病棟、4 階東病棟、4 階西病棟、5 階東病棟、5 階西病棟の各洗濯室(6 箇所)にそれぞれ 1 台ずつコインランドリー方式の洗濯機、乾燥機、全自動洗濯乾燥機を設置して下さい。

(4) その他

現金以外の支払方法も検討すること。(プリペイドカードなど)

6-4. 運営全般に係る遵守事項

(1) 売店等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(2) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守すること。

(3) 行政財産使用料及び本病院の立替え費用(光熱水費等)等の必要経費については、本病院が示す納期限までに確実に納付すること。

(4) 売店の陳列台、販売商品、洗濯乾燥機等の搬入については、本病院が指定する時間帯や経路に従うこと。

(5) 商品補充(売り切れ防止等)、金銭管理(釣り銭対応含む)など売店等の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。

(6) 売店の販売商品等に対する問い合わせや苦情等、コインランドリーに係る故障、問

合せ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。

- (7) 売店等の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境を損なわないこと。特に、自動販売機から廃棄された空き容器の定期的な回収に配慮すること。
- (8) 売店等には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- (9) 病院の売店等は、病院患者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、病院運営に貢献すること。
- (10) 店舗内に常駐する従業員は、病院内での業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる(名札必須、ユニフォーム着用が望ましい。)とともに患者に対し、癒しある接客対応に努めること。また、事業者は、これを遂行するため、積極的に接客研修の実施に努めること。
- (11) 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがある。
- (12) 売店に常駐する従業員について、同時に3名以上が従事する場合は、そのうち1名以上障害者を従事させることとする。
- (13) その他売店等の運営に関し、本病院の指示がある場合は、速やかに対応すること。
- (14) 毎月当初に、前月分の売上実績額等、本病院が求める定期報告を行うこと。
- (15) 故障・不具合が生じた場合は、即応できる保守管理体制を整備すること。
- (16) 定期的に点検・消毒その他メンテナンスを行うこと。

7. 応募申込手続

- (1) 提出書類(①～⑥各1部、⑦、⑧各11部)

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 欠格要件なきことの誓約書(様式第2号)
- ③ 納税証明書(直近のもの)
- ④ 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- ⑤ (法人の場合のみ必要)発行後3ヶ月以内の商業登記簿の「履歴事項全部証明書」
(個人の場合のみ必要)発行後3ヶ月以内の身分証明書(「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」)
- ⑥ 本要項4-(3)に係る許認可等を証する書類の写し
- ⑦ 会社概要(パンフレット)
- ⑧ 企画提案書(様式第3号)
- ⑨ その他参考資料(必要に応じ)

グループによる応募の場合は、①及び⑧を除いて、すべての事業者のものを提出してください。

- (2) 書類の提出

- ① 参加申込書

令和 7 年 11 月 18 日(火)から令和 7 年 12 月 2 日(火) まで(兵庫県の休日を定める
条例(平成元年兵庫県条例第 15 号第 2 条に規定する県の休日(以下「県の休日」と
いう)を除く)の毎日午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)

参加申込書には(1)②～⑦の書類等の添付が必要です。

② 企画提案書等

令和 7 年 12 月 2 日(火)から令和 7 年 12 月 8 日(月) まで(県の休日を除く)の毎日
午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)

※ いずれも持参願います。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画
提案書を提出することはできません。

(3) 質問書の提出

企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第 4 号の質問書により、持参、
FAX、又は郵便により提出してください。

○ 提出期間 令和 7 年 11 月 19 日(水)から令和 7 年 12 月 1 日(月) まで(県の休日を
除く)の毎日午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)
郵送の場合は、令和 7 年 12 月 1 日(月)必着とする。

○ 回 答 令和 7 年 12 月 2 日(火)から令和 7 年 12 月 4 日(木) まで(県の休日を
除く)の毎日午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)
の間に、(4)の場所で閲覧方式により行います。

(4) 提出先

〒651-2181

神戸市西区曙町 1070 兵庫県立リハビリテーション中央病院 総務部経理課

電話 078-927-2727 (内線 2224) FAX 078-925-9203

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

8. 企画提案書作成上の注意

(1) 企画提案書の規格は A4 判とし、表紙及び目次を除いて通し番号を付し、2 穴ファイ
ルに編集してください。

(2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載してください。

(3) 企画提案書には、提案内容のパンフレットを添付してください。

その他の添付書類については必要最小限のものとしてください。

(4) 企画提案書は返却しません。また、企画提案書や必要書類の作成・提出に係る一切
の費用は、事業者の負担とします。

(5) 事業者から提出された企画提案書の著作権は、当該事業者に帰属します。また、提
出書類に記載された個人情報、本件運営事業者の評価、選定手続きに使用すること
以外に、当該事業者の承諾を得ずに利用しないものとします。

- (6) 原則として、企画提案書を提出した後の訂正、追加、差替え等は認めません。
- (7) 提出した企画提案書に、「虚偽の内容が記載されているもの」又は「企画提案書の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しないもの」の何れかに該当する場合は、無効とする場合があるので注意してください。

9. 企画提案書の審査及び結果の通知等

審査は、プロポーザル方式によるものとし、事業者より提出される企画提案書等の内容を総合的に評価した上で、最も優れた事業者を選定します。

(1) 決定方法等

本病院において設置する審査委員会で、運営条件の適合性、競争的評価項目の内容、価格提案使用料等を総合的に評価した上で、運営事業者を内定(以下「内定事業者」という)します。

ただし、本項(5)により、当該内定事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たな内定事業者とします。

なお、提案内容の審査は書面によることを基本としますが、提案の内容・趣旨を正しく理解するため、必要に応じて審査委員会で個別にヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査結果は応募事業者全員に、令和7年12月23日(火)に本病院から通知する予定です。(場合によっては遅れることがあります)

(3) 非選定理由の開示請求

内定事業者を選定されなかった者は、非選定理由を通知の日の翌日から7日以内に文書で求めることができます。

(4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定事業者を選定された者は、本病院が指定する期日までに行政財産使用許可の申請書類を病院局経営課業務班へ提出してください。

(5) 内定事業者の取消し

次の場合には、内定事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、(4)に記載する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定事業者について資金事情の変化等により企画提案した事業の運営の履行が確実にないと本病院が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと本病院が判断したとき。

10. 公募対象物件に関する現地調査

参加申込書提出事業者を対象に、企画提案書を作成するために必要な現地調査を令和 7 年 11 月 27 日(木)午後 1 時に予定しています。

現地調査に参加を希望される方は、令和 7 年 11 月 26 日(水)午後 5 時までに、中央病院総務部経理課にご連絡願います。

なお、調査は必要最低限の人員・時間で効率的に実施し、病院での医療行為や患者とのトラブル防止については、十分に配慮してください(トラブルが生じた場合には、調査事業者の責任において解決すること)。